

次に被災された方々への支援制度のあり方についてお尋ねします。被災者の住宅再建、生活再建なくして被災地の復興はありえません。被災者生活再建支援法は、改正されてきたとはいえ被災者への支援金額も、適用範囲もまだまだ不十分であると言わなければなりません。

具体的な事例を紹介したいと思います。益城町にお住まいの A さんは地震で地盤が壊れ、家が傾きました。ところが一部損壊と判定されたので被災者生活再建支援金はもらえません。もし宅地被害が認定され、家に住めないと判定されれば支援金がもらえる可能性はありますが、宅地判定がはっきりしません。建設業者に家を診てもらったところ、ジャッキアップをすれば住めるようになりますとのことでした。ただ 500 万円から 700 万円かかります。修理すれば住めるようになるんだけど、修理するならば解体家屋ではなくなるので生活支援金は受けられません。一部損壊ですから応急修理制度も使えません。もし仮に膨大な費用をかけて家を解体したとしても仮設入居資格さえありません。まさに八方ふさがりの状況であります。深刻な被害を受けながらも現行制度の元では救済対象とならない。しかしこのような被害は今回の地震の中で特別な事例というものではありません。制度そのものの早急な改善が必要ではないでしょうか。

熊本県におかれましては 5 月 9 日、国に対し要望書を提出し、家屋被害を受けたすべての方に対して救済制度が適用できるよう求めておられます。ぜひ引き続き救済制度の改善と拡充を強く要望していただきたいと思います。

同時に、いま全国 32 の都道府県が、国の制度に上乗せ、あるいは横出しして独自の生活再建支援制度をつくっています。中越地震を経験した新潟県の事例を紹介します。全壊、大規模半壊に対し 100 万円の上乗せを行ない、さらに国の制度にはない半壊に 50 万円を県独自に支給しました。その結果、国制度の利用者 5,883 世帯に対し、県事業の利用者は 17,405 世帯と 3.4 倍に達しました。住宅応急修理制度に付いては、全壊であっても修理すれば住める家もあるとして全壊家屋にも適用範囲を拡大した上、国制度に大規模半壊 100 万円、半

壊 50 万円を上乗せしました。新潟県では半壊・大規模半壊世帯の 7 割から 8 割がこの制度を活用。そのことによって公営住宅の建設戸数を減らし、建設経費の節約にもつながったとのことであります。さらに、自然斜面の復旧に限定されていた災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の特例措置として宅地用壁などの人口斜面についても適用可能とするとともに、県単独の小規模急傾斜地崩壊防止事業により、人家一戸の場合でも県の補助事業を認めることとしました。その結果、174 件、約 10 億円の県補助事業が実施され、これによって宅地擁壁等斜面崩壊の大半が復旧できたとのことであります。

私は例えば一部損壊の世帯に対しても応急修理制度を使えるようにするなど、熊本県独自に支援制度の充実を図ることは喫緊の課題であろうかと思えます。

また、県内自治体が独自に行なう支援事業に対して県としても積極的に支援すべきではないかと考えます。玉名市では国の災害救助法、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊、および一部損壊の住宅復旧工事に対して補助金の支給制度を創設しました。また他県の事例であります。宮城県仙台市では民間宅地擁壁の復旧工事助成制度として、100 万円を超えた金額の 90%、上限 1,000 万円の助成を行ないました。また所有者の申請に基づき、損壊したブロック壁の解体・撤去を市が行いました。

こうした市町村独自の支援事業に、県として積極的に補助していく姿勢を打ち出すならば、独自の支援制度が広がっていくのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、

第一に、国の被災者生活再建支援制度に対し、支援金の増額と適用範囲の拡大をはかる県独自の支援制度の創設を求めます。

第二に、市町村が独自に作る被災者支援制度に対して、県としても財政的支援を行なっていただきたいと思えます。

第三に、義援金の支給についてであります。被害程度に応じた金額の差を設けるとしても、基本的には今回の熊本地震で被災したすべての方を対象に義援金の配分を検討すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

以上、健康福祉部長にお尋ねします。

<切り返し>

今回の熊本地震が過去の大震災と大きく違う点は、膨大な住宅被害、宅地被害が発生しているという点であります。阪神淡路大震災は多くの家屋が火災によって消失しました。東日本大震災では、津波によって家屋が根こそぎ流されました。熊本地震は、家は大きな被害を受けたけれどもそれでも残りました。修理さえすれば何とか住める、そんな家屋がおそらくは過去の災害と比べても非常に多く存在しているのではないかと思います。ただし、家屋や宅地に対する現行の修理制度は極めて貧弱であります。私は、これまで経験したことのない未曾有の住宅・宅地被害を生んだ熊本地震だからこそ、住宅・宅地の修理、補修に対する支援制度を過去の大災害の水準にとどまらず改善させる、あるいは新たに創設させる、そんな姿勢が求められるのではないかと考えます。

なんととっても一番多い要望は、一部損壊にも支援制度をとという声だと思えます。一部損壊といってもその大半は補修に数十万円、数百万円とかかるわけであります。現行の応急修理制度を一部損壊にも適用できるようにする、あるいは支援金額の上乗せをしていく。是非そんな改善を進めていただきたいと思えます。

そして、独自に新たな救済制度を実現しようと思えばどうしても財源の問題にぶつからざるを得ません。西議員も質問されましたが、災害復興基金の創設が必要ではないでしょうか。

そして代表質問の中でも神社など歴史的文化的建造物の再建にも支援をとのお話もありましたし、公立学校に比べ私学への支援が少ないとのご指摘もありました。さらにお寺、あるいは有料老人ホームや認可外保育園などにしても、それらが地域に果たしてきた公共的役割は大きいと思えますが被害に対する支援制度はありません。それこそ復興基金を、地域の実情に応じて住民生活の再生、コミュニティの再生、地域経済の振興、雇用維持などについて、弾力的かつきめ細かに対応できるものとして活用していくべきであろうと思えます。国からの財源措置なども求めて復興基金の創設をはかるようご提案し、次の質問に移ります。せず、ぜひ県からの積極的な支援をお願いしたいと思います。